不服申立て事案答申第130号の概要について

1 件名

3月に行った処分審議会の議事録の全部の不開示(不存在)決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 11 月 20 日付けで愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)に基づき、特定の日に起きたとされる審査請求人の非違行為に関して、3 月に行った処分審議会の議事録の全部について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が平成29年12月1日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、記録を残さないはずはないとの理由で開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、特定の小学校で起きたとされる審査請求人の非違 行為(以下「本件行為」という。)に係る処分に関して審議するために、県教育委員 会が3月に開催した会議の議事録と解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 人事考査委員会について

(ア) 審査請求人は特定の小学校に所属する教員であったことから、本件行為に係る処分に関して審議するために開催する会議としては、人事考査委員会が考えられた。

人事考査委員会とは、人事考査委員会設置要綱に基づき、県教育委員会に任命権の属する職員(愛知県立学校に勤務する職員並びに市町村立学校(名古屋市立学校を除く。)に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規定する職員をいい、特定の小学校の教員は含まれる。)に対する懲戒処分等人事管理の適正を期するために、県教育委員会に設置された内部組織である。人事考査委員会の検討事項としては、職員に対する分限処分(職員の処分に関する条例(昭和 43 年愛知県条例第 4 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる休職処分を除く。)に関すること、職員に対する懲戒処分に関すること並びに分限処分及び懲戒処分には至らないが、人事管理上特に指導が必要と認められる事項に関することとされており、非違行為等が行われた事実が確認できたことを前提に、当該非違行為等を行った職員の懲戒処分等の量定の検討を行っている。

(4) 特定の小学校における本件行為の事実確認及び認定について

本件行為については、被害児童と本件行為を行ったとされる本件審査請求人との間で主張の食い違いがあり、本件行為に係る懲戒処分等に関して審査を行う前提として、本件行為の有無について十分に事実確認及び認定を行う必要のある事案であった。そのため、本件行為の有無が疑われた直後から、特定の小学校の校長は関係者から事情聴取を十分に行ったが、最終的に本件行為の有無について、事実確認及び認定ができなかった。特定の小学校の校長は、その旨を非違行為報告書(以下「本件非違行為報告書」という。)に記入の上、当該特定の小学校を所管する市町村教育委員会(以下「所管する市町村教育委員会」という。)に提出し、所管する市町村教育委員会は当該教育委員会を所管する県教育委員会教育事務所に提出した。

(ウ) 県教育委員会における本件行為の事実確認及び認定について

県教育委員会は、所管する市町村教育委員会からの懲戒処分等を行う際に必要な手続である内申又は協議が行われなかったこと並びに本件非違行為報告書の内容を確認した結果、本件行為の有無の事実確認及び認定ができなかったことから、本件審査請求人に対して懲戒処分等を行わないこととした。

(エ) 本件行為に係る人事考査委員会の議事録について

人事考査委員会は、非違行為が行われた事実が確認できたことを前提として、 当該非違行為を行った職員の懲戒処分等の量定を検討する内部組織であること から、非違行為の有無に関する事実確認及び認定ができなかった本件行為に関 して開催しておらず、当然議事録も作成していない。

イ 人事考査委員会以外の可能性について

県教育委員会では人事考査委員会の他には、非違行為に係る懲戒処分等に関して審議するために開催することとしている会議は存在しない。

また、人事考査委員会を開催しないとしたことに関する打ち合わせの記録についても、作成していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁

明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、本件行為に係る処分に関して審議するために、3月に開催したと審査請求人が主張する会議の議事録(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)と解される。

(2) 県費負担教職員への懲戒処分等に係る事務手続について

ア 根拠法令について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)では、県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会に属し、服務監督権については市町村教育委員会に属する旨が規定されている。

また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行う旨が規定されている。

イ 県教育委員会における事務手続について

当審議会において、実施機関から提出された人事考査委員会設置要綱を見分したところ、県教育委員会に任命権の属する職員に対する分限処分、懲戒処分等人事管理の適正を期するため、人事考査委員会を設置する旨が記載されていることが認められた。

- (3) 本件請求対象保有個人情報の存否について
 - ア 本件請求対象保有個人情報について

前記(2)の事務手続を踏まえた上で、実施機関の説明を総合すると、本件請求対象保有個人情報としては、以下のものが考えられる。

- (ア) 人事考査委員会の議事録
- (イ) 人事考査委員会以外の会議の議事録
- (ウ) 打ち合わせ等の記録
- イ 本件請求対象保有個人情報の存否について

前記(2)の事務手続を踏まえた上で、実施機関の説明の妥当性を判断すると、本件請求対象保有個人情報の存否については、以下のとおり判断される。

(ア) 人事考査委員会の議事録

当審議会において、実施機関から提出された本件非違行為報告書を見分したところ、本件行為に関して、最終的に特定の小学校の校長、所管する市町村教育委員会ともに事実確認、認定に至らず、これ以上の事実確認も困難である旨が記載されていることが認められた。

また、実施機関によれば、地教行法に基づく懲戒処分についての内申については、所管する市町村教育委員会から提出されなかったとのことである。

さらに、明文の規定はないが、実施機関によれば、人事考査委員会は、非違 行為が行われた事実が確認できた場合に、当該非違行為を行った職員の懲戒処 分等の量定を検討するために開催しているとのことである。

以上のことから、本件行為については、最終的に非違行為が行われた事実を

確認するに至らず、所管する市町村教育委員会から内申も提出されていないことから、人事考査委員会を開催していないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえず、その議事録は存在しないものと認められる。

(イ) 人事考査委員会以外の会議の議事録

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、人事考査委員会の他には、懲戒処分等に関して審議するために開催することとしている会議は存在しないとのことである。

当審議会において、実施機関から提出された人事考査委員会設置要綱を見分したところ、県教育委員会に任命権の属する職員に対する分限処分、懲戒処分及びこれらの処分には至らないが、人事管理上特に指導が必要と認められる事項に関しても審査の対象とされていることが認められた。

以上のことから、人事考査委員会の他には、懲戒処分等に関して審議を行う会議は存在しないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえず、人事考査委員会以外の議事録も存在しないものと認められる。

(ウ) 打ち合わせ等の記録

実施機関によれば、人事考査委員会を開催しないとしたことに関する打ち合わせの記録についても作成していないと主張しているため、以下判断する。

前記(ア)のとおり、本件行為については、最終的に非違行為が行われた事実を確認するに至らず、地教行法に基づく内申が所管する市町村教育委員会から提出されなかったことから、当然、人事考査委員会を開催しないケースに該当するため、人事考査委員会を開催しないことに関して打ち合わせを行う義務や必要性は本来ないものと考えられる。

この点について、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件行為については、被害児童側と審査請求人との間で主張の食い違いがあったことから、特に、本件行為に係る懲戒処分等に関して審査を行う前提として、非違行為の有無について十分に事実確認及び認定を行う必要があると判断していたとのことであった。このため、最終的に非違行為が行われた事実を確認するに至らず、また、内申も提出されなかったものの、県教育委員会管理部教職員課長(以下「教職員課長」という。)も含めた県教育委員会管理部教職員課(以下「教職員課」という。)職員間で相談し、人事考査委員会を開催しないこと及び懲戒処分等を行わないことを確認したが、当該打ち合わせについての記録は作成していないとのことであった。

当該打ち合わせについては、義務的に実施したものではなく、確認の意味で任 意に行われたものと解されることから、記録を作成していないとする実施機関の 説明について、他に本件請求対象保有個人情報が存在することをうかがわせる事 情を推認することはできない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 諮問第 150 号の審議過程で行われた審査請求人の意見陳述において、審査請求 人が本件請求対象保有個人情報を請求したのは、諮問第 150 号に係る県教育委員 会からの弁明書中に、「本件非違行為の処分検討についての審議も既に終了し、 処分等を行わないこととした」及び「本件非違行為については審議の上、処分し ないこととした事案であるため」との記載があったことから、処分に関して審議 した会議(「処分審議会」)が開催されたものと受け取ったためである旨の説明が あった。

この点について、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該 弁明書の記載は、前記(3)イ(ウ)のとおり、教職員課長も含めた教職員課職員間で 相談し、人事考査委員会を開催しないこと及び懲戒処分等を行わないことを確認 したことを指しているとのことであった。前記(3)イ(ウ)のとおり、他に本件請求 対象保有個人情報が存在することをうかがわせる事情を推認することはできな いが、そうであるならば、「本件非違行為の処分検討についての審議も既に終了 し、処分等を行わないこととした」及び「本件非違行為については審議の上、処 分しないこととした事案であるため」との記載は、誤解を招くものであったとい わざるを得ないと考える。

イ まとめ

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。